

周南市市民参画条例の概要

もっと**考える** もっと**議論する**。

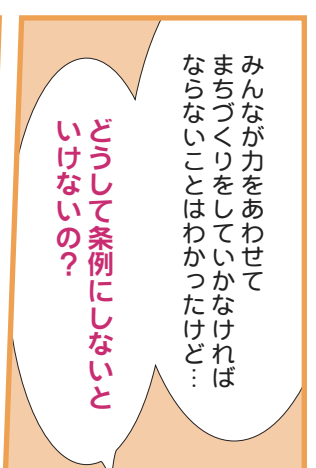
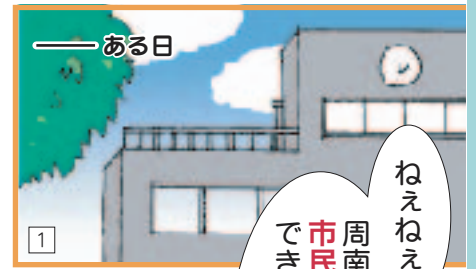
その先に**まちの未来**がみえてきます。

そのための**ルール**ができました。



みんなで知ろう！

市民参画ってどういうこと？





元気くん



輝さん



周市先生



南先生

そして市はいろいろな情報を積極的に提供したり私たちが意見や提案ができる場をできるだけつくって

それと私たち市民は〇〇さんや△△団体だけが良くなることを考えるのではなくてみんなが良くなることを考えて参画するよう努めるのよ

私たちの考えや思いをしつかりつかむよう努めるの

そして意見や提案をよく検討して計画づくりや事業に役立てていくのよ

会話の中では、「市の機関」を「市」と表現しています。

市の機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をい

10

ワークショップ

8

そして市では出された意見や提案をしつかり検討してその結果をみんなに知らせていくんだよ

参画しやすくなるのはわかったけど…

私たち市民はどんな姿勢で市民参画を進めていけばいいの？

私たち市民は市のいろいろな計画づくりや事業について自分から進んで意見を出したり提案したりするよう努めるの

その時には自分の発言や行動にはしつかり責任をもつて参画するのよ

市民とは、市内に住んでいる人だけではなく、在勤、在学する人及び市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体としています

9

周南市市民参画条例の前文

地方分権の時代を迎え、「地域のことは、地域で考え、決定し、行動しよう」、「市民に身近なことは市民が参画し、その責任において決め、解決しよう」、「自分たちの地域社会は自分たちで治めよう」という自治意識の成熟が求められるようになってきました。

幸いにも、私たちのまち・周南市では、まちづくりに対して自発的に提言し、様々な課題を主体的に解決していこうという意識をもつ市民が数多く生まれています。未来に向けて、豊かで輝きに満ちた周南市を創造していくためには、これら市民の力を結集するとともに、これまで以上に、市民自らが公共の担い手となり、自治意識と責任感、相互協力のこころをはぐくみ、協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

こうした考え方を具体化するための第一歩として、市民一人ひとりが主体的に市政に参画するための基本的な取り決めをまとめた周南市市民参画条例をここに定めます。

市民が市政に関心をもち、自ら主体的に発言し、提案することを通して、周南のまちを市民と市がともに手を携えて築いていくことに誇りと喜びを感じられる時代がくることを、私たちは確信しています。

条例の前文には条例をつくったわけや市民参画を進める思いが込められているんだよ

なるほどね～

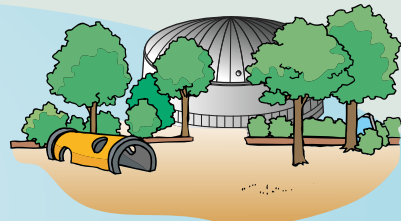
条例の解説

11



ここでは、市民参画の流れを紹介しましょう。

市に総合公園をつくる計画があります。



公園は、いろいろな人が、それぞれの思いで利用するものです。そこで、市では、より良い公園づくりを進めるため、市民の皆さんの意見を聴くことにしました。意見を聴く方法としてパブリック・コメントを選び、10月に実施することを決めました。



市では、パブリック・コメントを実施する準備が終り、総合公園づくりの案や関係する資料、応募の方法などを広報紙とホームページで広く市民の皆さんに発表して、意見を募集しました。



こんど、総合公園ができるんだって、市の広報紙に出てたわよ。花いっぱい公園ができるといいなー。

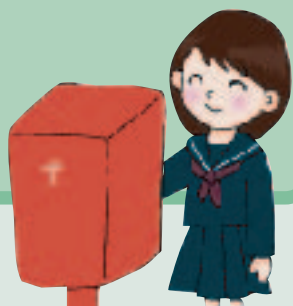
僕は、市のホームページで見たけど、総合公園づくりに意見を寄せてくださいと書いてあったよ。だから、みんなが楽しめる公園になるように、発表された内容をしっかり勉強して、意見を出してみようと思うんだ！



私も意見を出してみわ。



まちづくりに関心をもっていることは、とてもいいことね。みんなの思いをしっかりと書いて出さね。



市民の皆さんからのいろいろな意見が、郵便や電子メールなどで提出されました。



市では市民の皆さんからいただいた意見をしっかり検討しました。

市では、検討を終わり、いただいた意見の内容や検討した結果などを広く市民の皆さんに発表しました。

市では、いろいろな意見を考え合わせて、総合公園づくりの内容を決定しました。



市民参画って人とまちを育てていく、とっても素晴らしいものね。市民参画をもっと良いものにしていくためには、新しい市民参画の方法を研究したり、市民参画を進める人を育てていくことが大切なの。そして、みんながいろいろな市民参画を経験したり、学習の場があれば進んで参加することが大切なのよ。



私は花のゲートがいるって書いて出したら、作られることになったのよ。よかったー。



いっしょけんめい考えて意見を出したのに取り上げられなかったよ…。



僕たちも頑張らなくちゃ！

これからが大切なんだね。

取り上げられる意見もあるし、そうでない意見もあるけど、それは、みんなでたくさんの意見を出し合っ、その中から一番いい方法を考えていこうとしているからなんだ。そのためにいろいろな人達の意見を参考に、いろいろな立場から検討するんだよ。



そーなんだ。





さて、ここでは市が、どのような計画や事業に、どのような市民参画の方法を使って意見や提案を求めるのか、そしてそれをどのような公表の方法で知らせるのか紹介しましょう。

1 市民参画の対象

市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

基本計画、地域福祉計画、都市計画マスタープランなど。

市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃

市民参画条例、情報公開条例、環境基本条例、男女共同参画推進条例など。

市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃

個人情報保護条例、空き缶等のポイ捨て禁止条例など。

広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又は改廃

ごみの分別収集制度、小中学校通学区域制度など。

広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定又は変更

図書館、文化会館、総合スポーツセンターなど。

第6条第3項の規定では、市の機関は、上記に掲げる施策以外のものであっても、市民参画の対象とすることができることを定めています。

市民憲章
都市宣言
市の木や花の制定 など

ただし、
○緊急を要するもの
○軽易なもの
○法令の規定により市民参画を実施するもの
○法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの

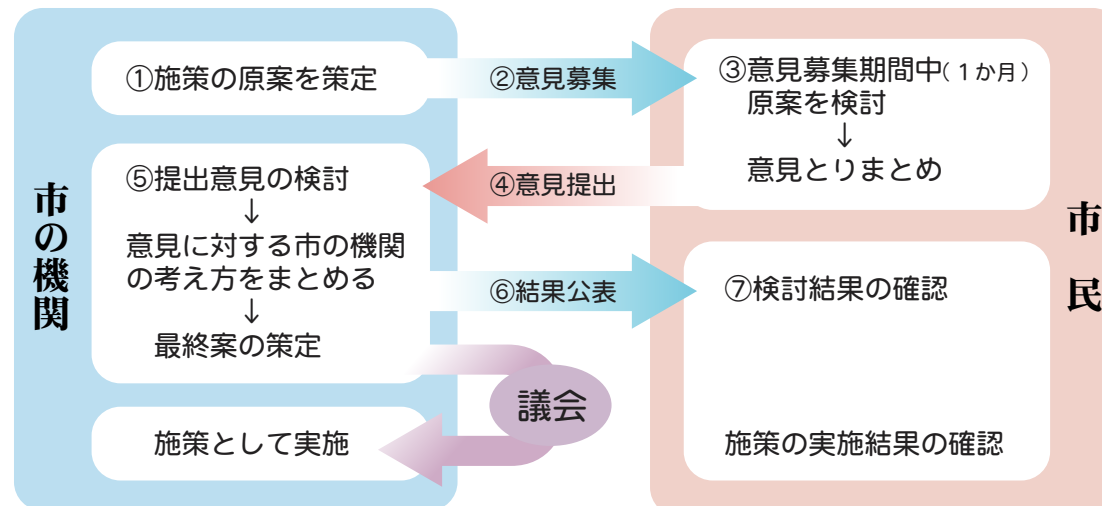
○市の機関の内部事務処理に関するもの
○市税の賦課その他金銭の徴収に関するもの
などは、市民参画の対象としないことができます。

2 市民参画の方法

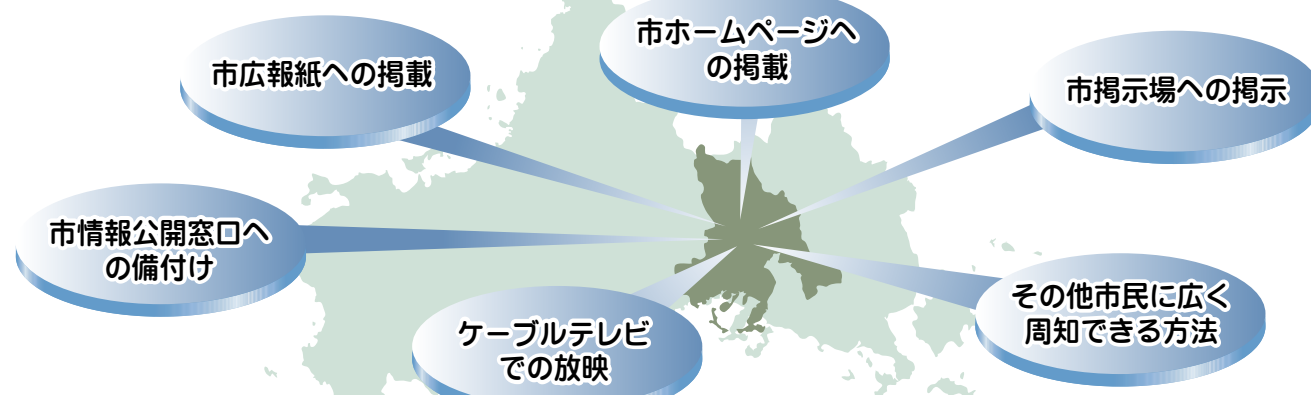
パブリック・コメント

パブリック・コメント：市の機関が施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する方法。

■パブリック・コメントの流れ



3 公表の方法

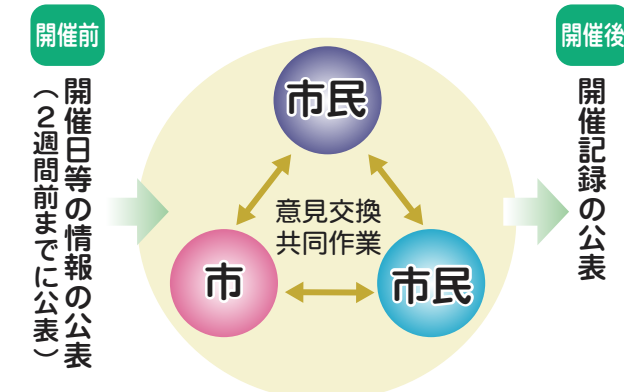


※ 市の機関は、ここに掲げる方法の内から、2つ以上の方法を適切に組み合わせて、市民参画に関する情報を公開します。

市民説明会・ワークショップ

市民説明会：市の機関が施策を定めるとき、市民に事前に考えを説明し、市民の意見等を聴取し、または討議する方法。
ワークショップ：市の機関が施策を定めるとき、市民と市の機関または市民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して、案を作り上げていく方法。

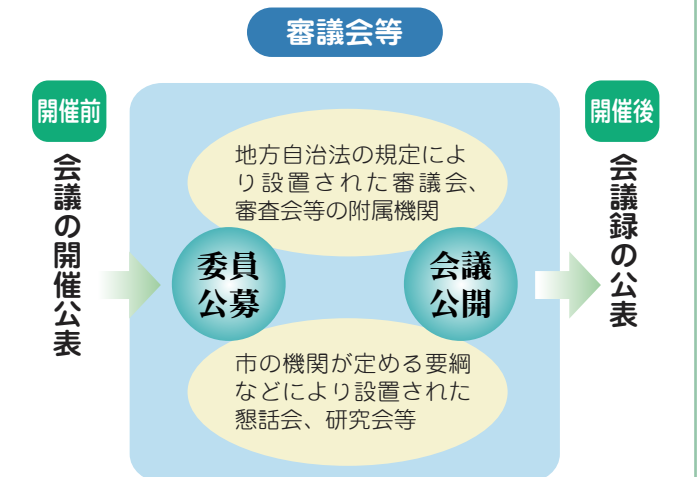
■市民説明会、ワークショップ等の流れ



審議会等

審議会等：審議会、審査会等の附属機関や、市の機関が定める要綱などにより設置された懇話会、研究会等に、市の機関が諮問などを行うことにより意見などを求める方法。

■審議会等の流れ



アンケート

多くの人に同じ質問を出して回答を求める調査法で、各種計画の策定過程でよく用いられる方法。

ヒヤリング

団体・グループや個人に対し聴き取りする方法で、アンケートと並んで各種計画の策定過程でよく用いられる方法。

公聴会

一般に法律上、開催を義務付けられた公式的な意見聴取の場を指す。通常、応募者の中から指名された市民が発表する意見を聴く形で開催される。

モニター

公募した市民を登録し、市政などに関する意見を聴取したり、関連会議への出席を求めたりするもので、ある一定期間の中でヒヤリング対象となる市民・団体などの意見を複数回以上求めることができる。

フォーラム

一つの話題に対して、出席者全員が参加して行う公開の討論会。討論への参加を通じて、多くの参加者の意識を同時に高めることが可能。数回にわたり発展的に開催していくことで意識啓発を継続的・発展的に行うことができる。

シンポジウム

一つの問題に対して、数人が意見を発表し、それについての聴衆の質問に答える形で行われる公開の討論会。討論への参加を通じて、多くの参加者の意識を同時に高めることが可能。数回にわたり発展的に開催していくことで意識啓発を継続的・発展的に行うことができる。

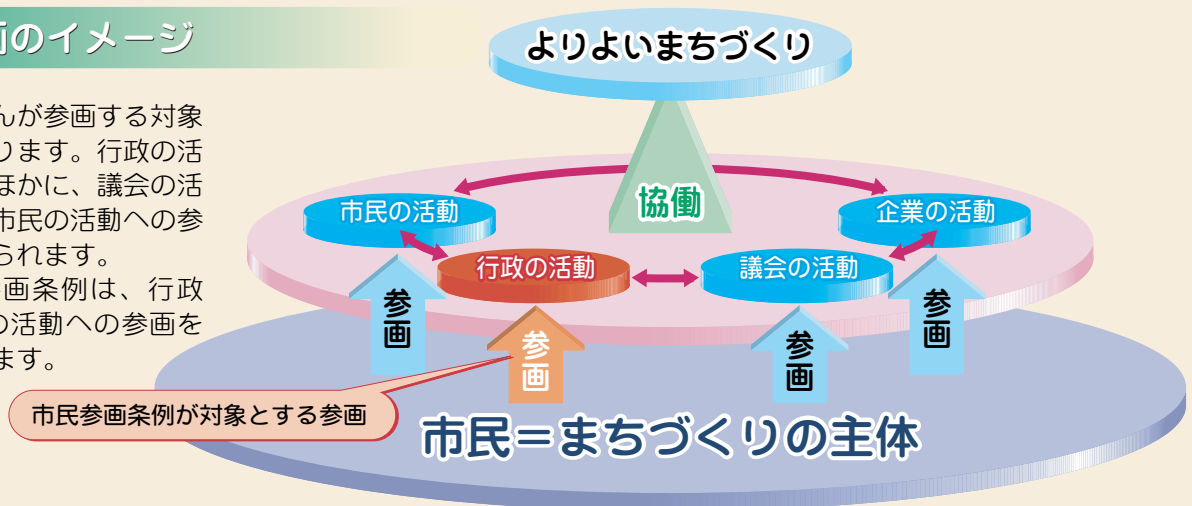
意見・作文・アイデア等の募集

テーマを定めて、市民から意見・作文・アイデアなどを募集する方法。募集方法は、広報紙、チラシ、ポスターなどで広報するほか、事業の対象により学校、事業所、各種団体などに呼びかける場合もある。

市民参画のイメージ

市民の皆さんが参画する対象はいろいろあります。行政の活動への参画のほかに、議会の活動への参画、市民の活動への参画などが考えられます。

この市民参画条例は、行政（市の機関）の活動への参画を対象にしています。



市民参画条例の条項の概要

前 文

条例制定に当たっての背景や基本的な考え方にふれ、市政への市民参画を進めていく思いを表しています。

第1条～第5条／目的、定義、基本原則、市民の責務、市の機関の責務

条例の目的や基本的な考え方、市民参画に当たっての市民や市の姿勢などを規定しています。

第6条／市民参画の対象

市政の基本的な方向を示す条例や計画をつくるとき、広く市民が利用する大規模施設をつくるときなど、市民参画の対象を規定しています。

第7条、第8条／市民参画の方法、市民参画の実施

意見等を求める多様な方法の中から効果が期待できる方法を選択することや、市民の意見等を計画づくりや事業に生かすことができる適切な時期に行うことなどを規定しています。

第9条、第10条／提出された意見等の検討、公表の方法

寄せられた意見等を尊重し、検討することや公表の方法を規定しています。

第11条～第13条／パブリック・コメントの実施、市民説明会・ワークショップ等の実施の公表、審議会等の委員公募及び会議の公開

多様な市民参画の方法の内、パブリック・コメント、市民説明会、ワークショップ、審議会等について、方法別に、その取扱いなどを規定しています。

第14条／意向の把握

広く市民の意識や意見を把握するよう努めることを規定しています。

第15条／市民参画推進審議会の設置

市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するため、市民参画推進審議会の設置を規定しています。

第16条／市民参画の実施状況等の公表

毎年度、市民参画の実施状況や市民参画推進審議会における評価結果を公表することを規定しています。

第17条／市民参画の方法の普及等

参画方法の普及とそれを有効に活用できる人材の養成について規定しています。

第18条／意思決定過程の特例

市の機関が審議会等に諮問等をし、答中等を受けて施策の意思決定をする際に、その審議会等において、この条例に定める市民参画の方法に準じた手続をすでに経ている場合は、市の機関は、あらためてこの条例に定める市民参画を実施する必要はないことを規定しています。

第19条、第20条、附則／条例の見直し、委任、附則

条例の見直しや必要な規則などの制定、施行期日、経過措置について規定しています。

この条例について、もっと詳しく
知りたい人は、市のホームページ
<http://www.city.shunan.lg.jp>
または市役所本庁舎市民さろん、
各総合支所情報公開窓口で
いろいろな資料を閲覧できますよ。



発行

周 南 市

総合政策部企画課市民協働室

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地
TEL 0834-22-8203
FAX 0834-22-8475
E-mail kikaku@city.shunan.lg.jp